

## 令和6年度 第1回周南市地域自立支援協議会会議録

1 日時 令和6年10月24日（木） 午後2時から午後4時

2 場所 周南市役所 2階 共用会議室F

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

中川 聡(会長)、徳毛 裕之、末廣 睦子、板村 七重、通山 賢一  
吉河 明日香、高松 弘、古川 智也、守本 友美、信吉 重治、  
仲西 徹 11名

(2) 事務局

福祉部長、障害者支援課長 外3名

4 欠席者(敬称略)

高木 昭、岡崎 裕美、山本 百合子、高橋 武人 4名

5 傍聴者数

0人

6 内容

- (1) 「周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領」の一部改正について
- (2) 周南市障害者計画（第4期）の進捗状況について
- (3) 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画の実績報告について
- (4) 運営会議及び各部会の報告
- (5) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について
- (6) 令和6年度「障害者の福祉を考える集い」について
- (7) その他

◎議 長 それでは、議事を進めてまいります。議事（１）「周南市地域自立支援協議会の部会に関する要領」の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 議事（１）の資料に基づき、説明をいたします。昨年度策定した、第７期周南市障害福祉計画において、当協議会の組織図を修正しました。内容といたしましては、今まで設置していた専門部会を「地域課題の検討にかかるプロジェクトチーム」に再編したことにより、改正をしています。また、既に存在していない地域生活部会と医療的ケア児支援検討部会に係るものを削除するとともに、今年度新たな部会として設置した「地域生活支援拠点機能充実プロジェクト」を追加しました。要綱については、本年８月１５日に施行し、本年４月１日から適用しています。

◎議 長 それでは委員の皆様、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委 員 過去において、「プロジェクト」という話がありましたか。

◎議 長 昨年度、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定する際に事務局から説明があったと思いますが。事務局、いかがでしょうか。

■事務局 議長が言われたとおり、昨年度の自立支援協議会で、ご説明させていただいております。

◎委 員 わかりました。

◎議 長 その他、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委 員 令和７年度から「就労選択支援」が始まる。新たなサービスとなるので、事業所単独では難しいと思う。就労部会の中で、地域でどのようにサービスを提供するのか、検討をしてもらいたい。

■事務局 新たなサービスを受ける利用者が困らないよう、また、サービスを適切に受けることができるようにすることが重要であると思っています。必要に応じて、就労部会においてサービス内容の情報共有をはじめ、サービス提供の在り方等について検討をしたいと思います。

◎委 員 就労部会で話し合いが行われた時には、どのような内容を協議したの

か、報告をしていただきたい。

■事務局 各部会での協議内容につきましては、定例協議会にて報告をさせていただきます。

◎議長 その他、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。無いようですので、議事（２）「周南市障害者計画（第４期）の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 周南市障害者計画（第４期）の進捗状況について、ご説明いたします。資料をご確認ください。

まず本計画は、障害者基本法に基づき、全ての市町村において策定する「市町村障害者計画」として位置づけられる計画であり、「地域社会における共生」と「差別の解消」を基本原則とし、その実現に向け、各市町村が行う施策や事業を推進するための基本計画となっております。

第４期の計画期間は、令和２年度から令和５年度までの４年間です。

次に、「障害者の現状」については、令和６年４月１日現在の障害者手帳の所持者数について、身体・療育・精神の手帳種別ごとに、人数と対人口比をお示ししています。

続いて、「施策の体系と令和５年度における主な取組、目標指標等」については、先ほどご説明した基本原則に基づき、本市において、分野別の施策として掲げた項目のなかから、令和５年度に取り組んだ、主なものをお示ししております。

「１．安心・安全な生活環境の整備」については、視覚障害者用誘導ブロックの修繕のほか、地域で生活する障害者の支援の拠点となる「地域生活支援拠点等の体制構築」に向けた取り組みを行いました。

「２．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」については、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、市広報を活用した手話の普及啓発などを行いました。

また、下の「目標指標」については、行政情報へのアクセシビリティ、いわゆる「利用しやすさ」の指標として、本計画上で掲げた目標値に対する実績をお示ししています。

上段の「文書等の音声コード化」は、行政文書の送付にあたり、視覚障害者に発送する文書の音声コード化に取り組む市役所内の部署数を示したもの

で、当初の計画値15課に対し、実績は17課となり、計画終期である令和5年度において、目標を達成しております。

下段の「設置手話通訳者による手話研修の参加者数」は、計画値720人に対し、実績は208人となっております。これについては、本計画期間内において、新型コロナウイルス感染症の拡大による研修会等の開催自粛の影響が大きいものと考えますが、令和5年度実績は、前年度よりも増加しております。

- 「3. 防災・防犯等の推進」については、音声での119番通報が難しい人が、インターネット機能を利用して通報できる「NET 119」の利用促進のため、新規手帳取得者への案内や、窓口での登録手続き支援などを行いました。また、外観からは障害があることが分かりにくい視覚障害・聴覚障害のある方に対し、災害等の緊急時に、避難所等で障害があることを他者へ知らせることができる「災害避難時等着用ベスト」の配布を行いました。
- 「4. 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消」については、出前講座や市広報、ホームページなどを活用した理解促進・啓発活動を行ったほか、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置し、通報等の受付・対応を行いました。
- 「5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」については、成年後見制度の利用にあたり、親族がおられない、または音信不通の状況等にある人で、本人の保護のために市が申立を行う場合、必要経費の助成を行っております。また、支援体制の構築のため、関係機関との連携を図っているところです。
- 「6. 保健・医療の推進」については、精神障害者等とその家族が悩みを共有し、情報交換を行う自発的な活動である「ピアサポート事業」への助成や、講演会・相談会等の開催支援を行ったほか、地域活動支援センターを設置し、日中の活動の場の提供などを行っています。
- 「7. 行政等における配慮の充実」については、聴覚障害者の支援のための行政窓口への手話通訳者の設置のほか、視覚障害者への行政情報の提供のため、音訳版・点訳版の広報を毎月発行しています。
- 「8. 雇用・就業、経済的自立の支援」については、職場実習等支援給付金支給事業を挙げております。これは、就労を希望される障害者が、実習先に出向かれる際の交通費等を支援しているもので、令和5年度においては、16件

の給付実績がありました。

次に、通所就労施設利用者就労支援給付金については、就労継続支援事業所等に通所する障害者に対し、就労支援給付金を支給するもので、令和5年度においては、のべ4,591件の給付実績がありました。なお、これらの事業については、本協議会の就労部会から地域課題として取り上げられ、自立支援協議会から市へご提言いただいたことで事業を開始したものでございます。

また、本計画における「目標指標」の実績として、就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数については、目標値の26人に対し、令和5年度実績が15人となっております。

下段の、障害者就労施設からの物品・役務等の調達額につきましては、市役所が障害者就労施設から役務や物品を調達した額であり、計画最終年の目標値2,750万円に対して、令和5年度の実績は3,142万円となっております。

「9. 教育の推進」については、周南視覚障害者図書館において点字図書と録音図書の作成・収集・貸出を行っており、これらの団体活動に対し、市から補助金を支出しております。また、講演会等の場において、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことで、教育活動における情報バリアフリーの推進を図っています。

「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」については、毎年12月の障害者週間に合わせ、総合支援学校の生徒さんの作品を展示する「障害者週間アート作品展」を令和5年度に実施しました。また、県が実施する、山口県芸術文化祭への出品・出展の支援を行いました。

以上が、周南市障害者計画（第4期）の進捗状況についてのご説明になります。

なお、今年4月から、自立支援協議会の委員の皆様からのご提言をもとに策定した、周南市障害者計画 第5期がスタートしています。今後も、計画の目標達成に向けて、関係機関と連携して、施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご意見・ご指導をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

◎議 長 それでは委員の皆様、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委員 今、説明のあった中で、防災、防犯等の推進のところに、「NET 119の利用促進を図る」とありますが、私も気になりまして、消防署にも問い合わせをしましたが、あまり使われていないようなことを聞きましたが、どうなのでしょう。

■事務局 現在、10数名の方が登録をされています。聴覚または音声・言語機能障害のある方が、スマートフォンを使って素早く119番通報できるシステムとなっています。障害者手帳を新たに取得された方に対して、サービスの内容について説明をしています。また、登録申請窓口は、障害者支援課か消防本部指令課になります。

◎議長 その他、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。無いようですので、議事(3)「第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画の実績報告について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 まず、配布資料のなかで、1点訂正があります。訂正箇所は、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」の表のなかで、令和4年度末の施設入所者数の実績値が216人となっておりますが、正しくは215人になります。お手元の資料の訂正をお願いします。

それでは、まず「周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の位置づけ」について、ご説明いたします。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、全ての市区町村において策定が求められている計画であり、各市区町村における、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や、必要量を定めた計画となっています。

第4期計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

次に「障害者・障害児の状況」について、(1)では令和6年4月1日現在の障害者手帳の所持者数を記載しています。また、(2)では令和5年度中のサービス支給決定者数について、障害福祉サービスと、障害児通所支援等に分けて、実績を記載しています。

次に、「障害福祉サービス等の目標値及び実績値」について、ご説明いたします。

まず、(1)「福祉施設入所者の地域生活への移行」についてですが、この項目では、施設入所者数を削減し、地域生活へ移行することを目標として掲げています。

令和5年度末の施設入所者数は207名で、計画の目標値である215名よりも減少しておりますが、これは、地域生活への移行が進んだことに起因するものではなく、多くが、死亡による退所や、介護保険への移行などに伴う入所者数の減少となっております。

次に、(2)「福祉施設利用者の一般就労への移行」につきましては、「一般就労への移行者数」は、計画最終年の目標値である12名に対し、実績値は7名であり、計画上の目標値には達しておりませんが、「就労移行支援の利用者数」については、計画目標値16人に対し、実績値は15人となり、おおよそ目標値に到達しています。

続いて、(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」についてご説明します。本市では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との協議の場を設けるとともに、関係機関との調整を担う、医療的ケア児コーディネーターを、令和元年10月から設置しています。

本計画における成果目標として、医療的ケア児支援コーディネーターの配置数について、計画期間中において2名と設定しましたが、令和5年度の実績も2名となり、目標を達成しております。

次に、(4)障害福祉サービス等の見込量及び実績値については、サービスの区分ごとに、計画上の見込量と、令和5年度の実績値を記載しています。

各サービスの見込量と実績値については、資料のとおりですが、主な傾向をお示しすると、障害福祉サービスに区分されるサービスのうち、見込量に対する令和5年度末時点の進捗率が100%を超えているもの、つまり、当初の見込量よりも実績値が高かったサービスは、①訪問系サービスでは「居宅介護」、②日中活動系サービスでは「就労継続支援B型」及び「短期入所」、③居住系サービスでは「共同生活援助(グループホーム)」の4つになります。それぞれ利用ニーズが高いサービスであり、それが進捗率にも反映されていると考えられます。しかし、進捗率が低かったサービスについても、周南圏域において、サービス提供事業者の数が足りず、利用ニーズに対応できていない場合も考えられますので、引き続き、計画相談を通じたニーズの把握に

努めていきたいと考えております。

次に、障害児通所支援に区分されるサービスについては、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の両方とも、令和5年度末時点の進捗率が100%を超えています。両サービスについては、新規事業所の開設などもあり、利用者は年々増加傾向にあります。利用者からのニーズがとて高いサービスであり、今後も利用者数は増加するものと見込んでおります。

最後に「地域生活支援事業の見込み量及び実績値」についてご説明します。地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村等が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

本市において展開している事業のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」の4つの事業について、計画上の見込量と、令和5年度の実績値をお示ししております。

以上が、第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画の進捗状況についてのご説明になります。

なお、今年4月から、昨年度の協議会においてご審議いただいた、第7期周南市障害福祉計画・第3期周南市障害児福祉計画がスタートしました。計画の進捗状況について、今後も協議会の皆様からご提言をいただきながら、計画的な施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長 委員の皆さんから、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委員 同行援護について、遠方に行くときに利用はできるのか、教えてほしい。

■事務局 制度的には、問題はありません。ただ、長時間にわたって職員を拘束することになることから、各サービス提供事業所の取決めによって、対応できるか、できないかは、変わってくると思います。

◎委員 精神障害者も同行援護を受けることができるのでしょうか。

■事務局 同行援護は、視覚障害のある方が対象となります。知的障害や精神障



害のある方については、自己判断能力が制限される人が行動するとき、危険を回避するために必要な外出支援を行う、行動支援というサービスがあります。

◎議長 その他、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。報告案件ですのでよろしいですか。続いて、議事（４）「運営会議及び各部会の報告について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 運営会議及び部会のご報告をいたします。

まず、運営会議は、相談支援会議、地域生活支援拠点機能充実プロジェクト（昨年度は地域生活支援拠点推進プロジェクト）・就労部会、教育部会の部会長・副部会長等代表者と基幹相談支援センターにご出席いただいております。

それでは、令和５年度及び令和６年度第１回目までをご報告いたします。

令和５年度１回目は１１月２４日に行い、部会の活動報告と支援拠点プロジェクトについての現状と課題の整理を行いました。

２回目については令和６年３月１日に行い、部会の活動の経過報告と来年度の部会・運営会議について協議いたしました。

その中で、事業所間及び行政でコミュニケーションを取りながら地域生活支援拠点の整備を進めていくこと、コロナ禍において、短期入所の施設で受け入れ体制が異なっており、基準の統一化が必要である共通認識が必要という意見がありました。今後の進め方として、事務局と相談支援専門員と協議しながら検討し取組んでいくことといたしました。

次に令和６年度ですが、１０月１１日に第１回目を行い、令和６年度の活動方針とこれまでの活動について報告を行いました。

また、地域生活支援拠点について、同じ法人内でも、サービス提供事業所レベルでの個々の説明や理解が必要であること、8050問題等を考え、全体の問題として機能の充実に取組んでいく必要があるという意見、支援拠点の問題を捉える上で、親亡き後の障害者の持ち家の管理や相続の問題も必要であるという意見、具体的な課題はプロジェクトの協議内で進めていくことを確認しました。また、支援拠点の課題のみならず、障害児の支援も大切であるという意見もありました。

また、グループホームの体制整備について、家族の意向により施設への入所をしている場合は、利用できる場合でも利用に至らないケースもあり、グループホームが地域移行への役割を担っていることの周知や、障害者本人の

意向に沿ったサービスの提供も必要であるという意見がありました。

以上が運営会議の報告となります。

続きまして、「地域生活支援拠点機能充実プロジェクト」について、ご報告いたします。

本市の地域生活支援拠点は、令和3年施行の要綱に基づき整備を進めてきたところではありますが、拠点機能を満足させる体制などが実質的には整備されておらず、障害当事者団体や本協議会などから、親亡き後等の将来的な不安に対するご意見をいただいています。このような状況を踏まえて、拠点機能の充実を図り、実質的に機能させるための方策を協議・検討するため、今年度新たに本プロジェクトを創設したところでもあります。

本プロジェクトは、地域自立支援協議会における地域課題の検討にかかるプロジェクトチームの一つに位置付けられ、6名の委員で構成しています。

現行の拠点では、特に「相談」、「緊急時の受け入れ」、「体験の機会・場」の3つの機能が十分に機能していないことが課題となっており、これらの機能を充実させ、実効性のある運用を図ることが求められます。

本年8月7日に、第1回プロジェクト会議を行いました。そこでは、「各機能が十分に機能していないため、当事者等への拠点の周知・啓発ができておらず、将来の生活に対する不安感が生じている」や「本市の社会資源に応じた「周南市版拠点」を実現することが、現状に即した対応になるのではないか」などといった、現状分析からの方向性に関する意見がありました。このような様々な意見を受け、本プロジェクトチームでは、「事業所登録の実現」と「オペレーションの明確化」を目標に掲げ、引き続き協議・検討することとしました。

今後のスケジュールとしまして、第1回会議において、プロジェクトの目標設定と拠点のアウトラインに関する意見集約をしたことに続き、拠点機能充実のための対応策の協議・検討、関係事業所への事前説明・事前調整などを行い、令和8年度からの稼働を目指して取り組んでいく予定としています。

次に、相談支援会議について、ご報告いたします。

市民からの障害福祉に関する相談内容が円滑に解決し、地域共生社会の実現を目的とし活動を行っています。情報共有だけでなく、地域の現状を把握し、地域課題の抽出等を目標としております。

令和6年度から事例検討の時間を設け、その中で、若手とベテランの相談支援専門員においてスキルアップと部会全体として地域課題の抽出を行っています。

今後の3回を含め7回の開催を予定し、地域課題を抽出し、課題の解決と

地域課題の抽出に取り組んでいく予定です。

次に、教育部会について、ご報告いたします。

教育部会は教育という側面から関係者の情報共有と多岐にわたるテーマを絞り課題の抽出を行っており、今年度は8月8日と9月24日に開催しております。

令和5年度においては、就学のタイミングで教育と福祉の関係機関がつながれず支援が途切れるという課題を抽出しました。さらに、学校と福祉のそれぞれの役割や関係機関へのつながり方について知る必要があり、コンサルタントに関係を持つ機会が必要との認識に至りました。

その中で、令和6年度は校内コーディネーター研修会において、教職員に向け児童発達支援などの障害福祉サービスや相談支援専門員の役割などのパンフレットを作成し、周知を行いました。また、研修参加後に相談支援専門員についてのアンケートを実施し、現状把握に取り組みました。アンケートの意見としては、「障害福祉サービスについて知りたい」という意見も多数あり、その結果の活用方法についても今後検討していきます。

また、今後の活動については、障害児通所事業所との連携における課題の把握を行っていく予定です。

最後に、就労部会について、ご報告いたします。

就労部会では障害者の就労や雇用の地域課題の抽出と改善に向けて協議を行っています。

今年度は、8月7日と10月21日に開催し、令和4年度に作成した福祉就労事業所の作成動画を収めたDVDの活用をどのようにするかを協議し、徳山、周南、田布施総合支援学校に配付し、進路相談や一般企業への指導訪問の際に福祉的就労のイメージに役立てていただきたいと考えております。

以上で、運営部会及び各部会のご説明を終わります。

◎議長 委員の皆さんから、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

◎委員 地域生活支援拠点について、登録がないということは機能していないことであると思いますが、その分析を今から行っていくということでしょうか。

■事務局 委員ご指摘のとおり、登録事業所がなければ拠点機能は機能しません。事業所の登録を進めていくためにも、直接事業所に拠点についての説明をし、

協力を呼び掛ける必要があります、今後取り組んでいくこととしています。また、分析について、第1回会議で出された意見を集約した結果、「事業所に対して、拠点の設置を明確にアナウンスすることで、当事者やその家族の不安感を軽減させることができる」ことや、「各機能のオペレーションが明確になることで、困りごとへの円滑な対応が実現」できるといった分析をしています。今後において、さらに協議を重ね、課題の整理をはじめ方向性についての分析もしてまいりたいと考えています。

◎委員 運営会議の報告で、「グループホームが少ないと言われているが、増えて利用するかはわからない」とあったが、当事者の家族の思いがわかっていないのではないか。

■事務局 障害者サービスを受けるための計画相談を担う事業所において、少なからずそのようなお話があるという意見でありました。全てにおいて、同様の意見ではないということをつけ加えさせていただきます。

◎委員 地域生活への移行ということを進めていくためには、グループホームの設置は必要であると思っている。しかし、開設するためには、土地や建物の取得から考えると、莫大な費用が掛かるため、なかなか難しいと思う。市内の市営住宅には空き住宅が多くあるが、そういったところを活用することはできないか。

◎委員 一般的に、グループホームを設置するには、5千万円程度の費用がかかると言われている。公営住宅の空き住宅を活用することで、初期投資を抑えることができるというメリットがある。このような活用も視野に入れて、グループホームの整備に取り組んでみてはどうか。

■事務局 市営住宅をグループホーム等の福祉施設として使用することについては、既に市営住宅条例等を改正しており、使用できるようになっています。しかしながら、実際にそのような使用をしている住宅が無いのが現状です。設置者となる社会福祉法人等の経営上の問題もあると思われませんが、今後において開設に向けての相談等がございましたら、住宅所管課とも連携してまいります。

◎議長 その他、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。拠点機能の充実をはじめ、教育・就労分野での課題もありますが、各部会で課題の抽出・整理を行っていただき、今後の取組の内容や方向性について、協議ができれば

ばと思います。その他、ご意見が無いようですので、続いて、議事（５）「周南市障害者差別解消支援地域協議会について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 障害者差別解消支援地域協議会は、地域自立支援協議会の中に設置されています。障害福祉計画の組織図のとおりでございます。障害者差別解消法に規定される協議体で、障害者差別に関する相談への適切な対応や障害者差別に関する紛争の防止や解決に向けた体制を図るために設置されています。

本市におきましては、これまで本協議会にお諮りするような、差別に関する事案は確認されておりませんが、今後、法に示されているような、紛争等に発展しかねない事案の相談や事案が生じた際には、ご報告させていただき、解決に向けた協議をお願いする場合もございます。

差別の禁止に関しては、昨年度策定をしました第５期障害者計画においても基本原則として掲げているところであり、本市ならびに本協議会におきましても、実際にそうした事案の対応だけではなく、周知・啓発についても、引き続き取り組んでいく必要がございます。

こうしたことにつきまして、今後もご意見やご指導を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長 委員の皆さまから、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。ご意見が無いようですので、続いて、議事（６）「令和６年度障害者の福祉を考える集いについて」事務局から説明をお願いします。

■事務局 新型コロナウイルスの影響により、令和元年以降、開催を見送ってまいりましたが、本年、６年ぶりに開催をいたします。日時は、令和６年１２月８日（日）１３：３０～、場所は、新南陽ふれあいセンターです。

この行事の目的は、「障害者計画に掲げる基本理念の普及・啓発をはじめとして、障害のある方々の活動発表や作品展示を通じて、障害のある人の自己実現の機会及び障害のない人との相互理解の機会を創出し、地域共生社会の実現を目指す」こととなっています。主催は、周南市と本協議会で、周南市社会福祉協議会様からは後援をいただいております。

行事の内容は、開催要項のとおり、今年度は、コロナ禍以前に行っていた、「イベント形式」で実施します。公演として、①「バンド演奏（楽団みかんの花）」、②「体操指導（リズム体操）」の２つを行います。

出演者の紹介を簡単にさせていただきますと、「楽団みかんの花」は、障害のある人の居場所づくりや新しい希望や生きがいを作ることを夢見て、平成２３年に結成され、地域のお祭りや各種大会などのイベントにも出演されて

います。「スポーツクラブ キャプテン」は、市内須々万において、生活介護とグループホームを事業展開しているNPO法人で、県内の保育園や幼稚園、障害児・障害者施設で「楽しく・わかりやすく・安全に」をモットーに、スポーツと音楽を通じて福祉活動をされています。

また、同時開催として、就労継続支援事業所の授産品販売、徳山及び周南両総合支援学校様のご協力により、児童・生徒さんが作成された絵画などの美術品の作品展も行います。

このような様々なイベント内容を通じて、「歌おう、楽しく。踊ろう、みんなで。」をタイトルに掲げ、障害のある人もない人も、ひとしくお互いの人格と個性を認め合いながら、ともに住みたい地域で生活できる周南をめざして、障害のある方だけではなく、広く一般の方にもご参加いただくことで、地域共生社会の実現をめざしてまいりたいと考えています。

なお、後援をいただいている社会福祉協議会様をはじめ、自治会、さらには、周南公立大学の学生ボランティアの方々の参加もお声掛けをしています。

委員の皆さまにおかれましても、ぜひご来場いただければと思います。

◎議長 委員の皆さまから、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。イベントのご案内ですので、よろしいですか。ご意見が無いようですので、続いて、議事（7）「その他について」事務局から説明をお願いします。

■事務局 本協議会の、今後のスケジュールについてお知らせします。部会、プロジェクトをはじめ、運営会議を開催し、来年2月頃に各会議の報告等をさせていただく場として、定例協議会を開催させていただく予定です。あらためて、ご案内をさせていただきますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

◎議長 委員の皆さまから、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。ご意見が無いようですので、本日本日予定しておりました議事は終了いたします。ここで、事務局にお返しします。

■事務局 議事進行、ありがとうございました。本日の協議会日程は、全て終了いたしました。皆さま、議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回周南市地域自立支援協議会定例協議会を閉会いたします。お帰りの際は、お気をつけてお帰りください。本日は、お疲れさまでした。